

件 名

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則について

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、埼玉県立学校職員服務規程の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行の規則の内容
県立学校職員の服務について必要な事項を定めるもの
- 2 改正の内容
 - (1) 子の誕生日から57日間以内に育児休業を取得する際の請求期限日を、「休業開始希望日の1月前まで」から「休業開始希望日の2週間前まで」に変更する。
 - (2) 育児休業及び子の誕生日から57日間以内に取得する育児休業がそれぞれ原則2回まで取得可能になることに伴う規定の整備

3 施行期日

令和4年10月1日

改正案	現 行
<p>埼玉県立学校職員服務規程 第一条～第十六条 (略) (育児休業等) 第十七条 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第二項の規定により育児休業の承認を受けようとするときは原則として育児休業をしようとする期間の始まる日の一月前 <u>(当該請求に係る子の出生の日から起算して五十七日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあつては、二週間前)</u> までに、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは原則として現に承認を受けている育児休業の期間の満了する日の一月前 <u>(当該請求に係る子の出生の日から起算して五十七日までの期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合にあつては、二週間前)</u> までに、育児休業承認請求書（別表第六）をもって教育委員会に請求しなければならない。</p> <p>2・3 (略) <u>(削る。)</u></p> <p><u>4</u> 職員は、育児休業条例第十一条第五号の規定により再度の育児短時間勤務をしようとするときは、あらかじめ<u>育児短時間勤務計画書</u>（別表第六の四）を育児短時間勤務承認請求書とともに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>5</u> (略) 第十七条の二～第二十七条 (略)</p>	<p>埼玉県立学校職員服務規程 第一条～第十六条 (略) (育児休業等) 第十七条 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第二項の規定により育児休業の承認を受けようとするときは原則として育児休業をしようとする期間の始まる日の一月前までに、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは原則として現に承認を受けている育児休業の期間の満了する日の一月前までに、育児休業承認請求書（別表第六）をもって教育委員会に請求しなければならない。</p> <p>2・3 (略) <u>4 職員は、育児休業条例第三条第四号の規定により再度の育児休業をしようとするときは、あらかじめ育児休業等計画書（別表第六の四）を育児休業承認請求書とともに教育委員会に提出しなければならない。</u> <u>5</u> 職員は、育児休業条例第十一条第五号の規定により再度の育児短時間勤務をしようとするときは、あらかじめ<u>育児休業等計画書</u>（別表第六の四）を育児短時間勤務承認請求書とともに教育委員会に提出しなければならない。 <u>6</u> (略) 第十七条の二～第二十七条 (略)</p>

別表第1～別表第5 (略)

別表第6 (第17条関係)

表

育 児 休 業 承 認 請 求 書		
		年 月 日
埼玉県教育委員会 様		
	校 名..... 職 名..... 氏 名.....	
次のとおり 育 児 休 業 の 承 認 を 請 求 し ます。 育 児 休 業 の 期 間 の 延 長		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 (次に掲げる育児休業の承認を除く。) <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。) <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 (同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。))を取得した場合のものに限る。)、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入すること。)	
3 請求期間		年 月 日から 年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

別表第1～別表第5 (略)

別表第6 (第17条関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書		
		年 月 日
埼玉県教育委員会 様		
	校 名..... 職 名..... 氏 名.....	
次のとおり 育 児 休 業 の 承 認 を 請 求 し ます。 育 児 休 業 の 期 間 の 延 長		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 (再度の育児休業、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入すること。)	
3 請求期間		年 月 日から 年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

(注) 1 この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。
 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業」とは、職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当してする育児休業をいう。
 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 4 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子、1歳6か月までの子又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合(条例第2条の3第2号若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)に記入すること。
 5 「6 備考」欄には、(1)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に出産休暇(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条第1項第1号に掲げる場合における特別休暇又は労働基準法第65条第2項に掲げる場合における休暇をいう。))により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2)請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、(4)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
 6 該当する口には、印を記入すること。

裏

- (注) 1 この請求書（職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、校名、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子、1歳6か月までの子又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、（1）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、（2）請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、（3）請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、（4）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する口には△印を記入すること。

別表第6の2・別表第6の3 (略)

別表第6の4 (第17条関係)

育児短時間勤務計画書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名.....
職 名.....
氏 名.....

職員の育児休業等に関する条例第11条第5号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。
なお、次の記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子			
氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 備 考			

(注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。
2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

別表第6の2・別表第6の3 (略)

別表第6の4 (第17条関係)

育児休業等計画書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名.....
職 名.....
氏 名.....

職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり提出します。
なお、次の記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務		
2 請求に係る子			
氏 名		生年月日	年 月 日生
3 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 備 考			

(注) 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出するものとする。
2 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
4 変更の届出の場合は、1から3までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。
5 該当する□にはL印を記入すること。

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「始まる日の一月前」の下に「（当該請求に係る子の出生の日から起算して五十七日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあつては、二週間前）」を、「満了する日の一月前」の下に「（当該請求に係る子の出生の日から起算して五十七日までの期間内に行っている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合にあつては、二週間前）」を加える。

第十七条第四項を削り、同条第五項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

別表第六を次のように改める。

表

育児休業承認請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校名.....
職名.....
氏名.....

次のとおり育児休業の承認を請求します。
育児休業の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入すること。）	
	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

裏

- (注) 1 この請求書（職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、校名、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子、1歳6か月までの子又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、（1）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合にあつては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、（2）請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、（3）請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、（4）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する□にはレ印を記入すること。

別表第六の四を次のように改める。

育児短時間勤務計画書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名.....

職 名.....

氏 名.....

職員の育児休業等に関する条例第11条第5号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。

なお、次の記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子			
氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
3 備 考			

(注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。

2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

附 則

- 1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県立学校職員服務規程に定める様式の内紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。